

運輸安全マネジメントの取組みについて

当社では輸送の安全を確保するために、以下のとおり全員が一丸となって取り組んでいます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底してまいります。

(2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施するとともに、安全対策を不断に見直し、輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

【安全綱領】

1. 安全は、輸送業務の根幹である。
2. 安全の確保の要諦は、執務の厳正、規程の遵守、確認の励行、連絡の徹底である。
3. 安全のためには、職責をこえて一致協力しなければならない。
4. 常に他人が最悪の行動をとる場合を想定して、用心深く行動することが大切である。
5. 判断に迷うときは、最も安全と思われる道をとらなければならない。

2. 輸送の安全に関する目標

「重大事故ゼロ」の継続に向けた取組みを、さらに推進してまいります。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（平成19年度）

自動車事故報告規則第2条各号に該当する事故はありません。

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

（別紙 - 1）のとおりです。

5. 安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程等内部規定に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

6 . 輸送の安全に関する計画 (平成 20 年度)

- (1) 平成 20 年度「安全推進年間基本計画」(別紙 - 2) を着実に推進します。
- (2) 従業員による自発的・事故防止を指向したグループ制を導入し、安全確保に向けた取組みを前進させていきます。
- (3) 各支店等において事故防止を目指した「1 週 1 テーマ運動」の確実な取組みを、更に推進していきます。
- (4) 全乗務員を対象に、睡眠時無呼吸症候群 (S A S) 検査を実施し、輸送の安全確保及び乗務員の健康保持管理に努めていきます。
- (5) 事故防止に必要な設備投資を推進していきます。
- (6) 全営業車に既に装備した「デジタルタコグラフ」、「バックアイカメラ」及び「ドライブレコーダー」の事故防止に向けた活用を、更に深度化していきます。
- (7) 従業員の安全知識や運転技術等の向上を図るため、研修センター設置の準備を進めてまいります。

7 . 輸送の安全に関する実績等

- (1) 安全推進会議を毎月開催するとともに、毎月 15 日を「安全推進の日」と定め、事故防止の強化に努めております。
- (2) 社長をはじめとした本社幹部及び各支店長等による、支店等ごとの安全診断を計画的に実施し、安全の確保に向けた取組みの評価と改善を行っております。
- (3) 運行管理者・整備管理者・運転者等の教育や研修を計画的に実施しております。
- (4) デジタルタコグラフの装備を完了しております。 (平成 16 ~ 17 年度 : 22 百万円)
- (5) バックアイカメラの装備を完了しております。 (平成 16 ~ 17 年度 : 17 百万円)
- (6) ドライブレコーダーの装備を完了しております。 (平成 19 年度 : 15 百万円)
- (7) 全支店・営業所へのアルコールチェッカーは従前から装備しております。
- (8) 新排ガス規制適合車両への取替えや老朽車両の取替えを実施しております。
(平成 19 年度 : 50 百万円)
- (9) 国土交通省近畿運輸局長表彰を平成 18 年度、19 年度と連続して受賞しております。
- (10) 安全性優良事業所認定を、制度発足当初 (平成 15 年度) から取得しております。
- (11) 自動車運転成績優良者及び事故防止優秀支店表彰を実施しております。
- (12) 協力会社及びその従業員に対する、安全指導研修を実施しております。

8 . 事故、災害等に関する報告連絡体制

(別紙 - 3) のとおりです。

9 . 安全統括管理者及び安全管理規程

- (1) 安全統括管理者 取締役安全推進室長 富平 修司

(2) 安全管理規程は(別紙 - 4)のとおりです。

10 . 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

(1) 運行管理者・整備管理者及び補助者等の教育

関係規定等の遵守、運行管理規程並びに点呼執行基準に基づいた厳正な点呼執行等運行管理の強化を中心に、全ての運行管理者、整備管理者及びその補助者に対し、「安全推進年間計画」(別紙 - 2)に基づき、教育、研修を実施します。また、部外研修として交通安全研修所等における教育も実施します。

(2) 乗務員に対する教育

全運転者を対象とした机上教育及び実技教育を「安全推進年間計画」(別紙 - 2)に基づき実施します。また、部外研修として交通安全研修所等における教育も実施します。

11 . 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

輸送の安全に関する内部監査は安全管理規程に基づき、今年度は2月に実施する予定です。また、この監査以外に社長以下本社幹部及び各支店長等による年間5回の、支店別相互安全診断を実施し、関係規定等の遵守状況や業務運営の執行状況を重点的に評価するとともに、改善に努めるなどして、安全の確保に向けた取組みを展開しております。